

大学院経営・流通学研究科 博士前期課程の学位授与に関する申し合わせ

制定 平成 26 年 2 月 12 日

分割及び最近改正 平成 27 年 5 月 19 日

(趣旨)

第 1 条 本申し合わせは、経営・流通学研究科博士前期課程における修士号を授与する手続きと評価基準を明らかにすることを目的とする。

(学位授与の条件)

第 2 条 修士号の授与を受けるためには演習 8 単位を含め 30 単位以上を修得し、かつ修士論文の審査に合格しなければならない。

(修士論文審査の手続き)

第 3 条 修士論文の審査は、修士論文のテーマ、章立て及び研究スケジュールの報告会（以下「修士論文のスケルトン報告会」と呼ぶ）、中間報告会、最終報告会を通じて行う。

第 4 条 修士論文のスケルトン報告会では研究テーマ、研究目的、研究範囲、研究方法、研究意義、参考文献、研究スケジュールを報告しなければならない。

2 研究科委員会では同スケルトン報告会での研究テーマに基づき、各院生について指導教員（主査）と専攻担当教員（副査）2 名の 3 名以上から構成される研究指導委員会を編成する。同研究指導委員会は基本的に修士論文の審査委員になる。

第 5 条 中間報告会（日程はスケジュール表で別途定める）では修士論文の第 1 次原稿を提出し、発表しなければならない。

2 第 1 次原稿はおよそ 50%の完成度があることが条件である。第 1 次原稿を提出しない者については修士論文草稿（日程はスケジュール表で別途定める）を受理しない。

3 中間発表の際に 3 名の研究指導委員が院生の報告を聴いて指導を行い、その指導を元に、論文の内容の手直し、加筆を行う。

第 6 条 修士論文草稿に基づいて 3 名の審査委員による予備審査を行う。

2 予備審査を受けた者は審査委員の指導の元に、修士論文の完成文を提出し、提出された完成論文について最終報告会で報告し、審査委員の審査を経て、研究科委員会の判定会議で最終的に修士論文の合否が決定される。

3 副査は主査に予備審査後の報告書提出日までに書面にて対応すべき指導内容を示す。

4 院生は主査の指導の元に修士論文の完成文を提出した後に最終報告会で報告し、主査を含む 2 名以上の教員の同意があれば合格とする。

5 反対意見の審査委員は書面にてその理由を主査に提出して、主査は審査報告書と一緒に

に経営学部事務室へ提出する。

6 運営上想定外の判断が必要な場合は研究科長に委ねる。

(修士論文の評価基準)

第7条 修士論文は以下の基準を満たしていなければならない。

- 1) 「経営・流通学研究科学位論文の執筆要領に関する申し合わせ」を参照すること。
- 2) 明確な問題意識に基づいた適切な課題設定がなされていること。
- 3) 先行研究が適切に言及されていること。
- 4) 文献・調査などの資料が適切に用いられていること。
- 5) 論述が適切に行われるとともに、論文としての体裁が整っていること。
- 6) 創意工夫が認められること。

附則

(施行期日)

この申し合わせは、平成26年4月1日から施行する。

この改正申し合わせは、平成27年5月19日から施行する。